令和６年度熊本県がん診療施設施設整備事業費補助金について

|  |  |
| --- | --- |
| 事業期間 | 令和６年度 |
| 目的 | 医療機関において、がん診断、治療を行う病院の施設を設備することにより、県内のがん医療提供体制の充実・整備促進とともに、がん患者及びその家族の療養生活の維持向上を図る。 |
| 補助対象者 | 病院の開設者（地方公共団体、地方独立行政法人を除く。） |
| 事業内容 | がん診断、治療を行う病院の施設整備 |
| 基準額 | 次に掲げる基準面積に、基準単価を乗じた額とする。  基準面積　１，３００㎡  ※　建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。  基準単価   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 種目 | 構造別 | 基準単価（円） | | 病棟 | 鉄筋コンクリート | ２２７，１００円 | | ブロック | １９８，０００円 | | 診療棟 | 鉄筋コンクリート | ２５３，５００円 | | ブロック | ２２１，６００円 |   ※建築単価が基準単価を下回るときは当該建築単価を基準単価とする。  ※基準単価は該当年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱を基準に変更する。 |
| 対象経費 | １　がん診療施設として必要な時の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費  （１）診療棟  （診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室　等）  （２）がん専用病棟  （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所　等）  ２　交付金の対象外費用  （１）土地の取得又は整地に要する費用  （２）門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用  （３）設計その他工事に伴う事務に要する費用  （４）既存建物の買収に要する費用  （５）その他の整備費として適当と認められない費用 |
| 補助率 | ０．３３　※予算の範囲内で実施 |
| 備考 | 内示があるまで着工は不可。※地域医療介護総合確保基金を財源とするため、内示額減等による減額調整の可能性がある。また、内示額によってはがん診療連携拠点病院を優先して施行する場合がある。 |